

外国人受刑者に対する日本語教育の現状と課題

The Current Situation and Challenges of Japanese Language Education for Foreign Prisoners in Japan

山下 克哉 (早稲田大学大学院)

YAMASHITA Katsuya (Graduate Student, Waseda University)

キーワード：外国人受刑者、日本語教育、居住資格、在留特別許可、円滑な社会復帰

1. 本発表の目的

筆者は、行政書士として外国人受刑者の在留特別許可の願出手続に携わることもあるが、外国人受刑者に対する日本語教育の在り方を認識するきっかけをつくった人物はAである。Aは、2度の覚醒剤取締法違反事件の罪で実刑を余儀なくされ、退去強制手続を進められた者である。Aの刑期は2年8か月に及ぶものであったが、刑期満了前に仮釈放処分を受け、その後在留特別許可も受け、本国等に退去強制されず、現在も日本に居住している。

Aは、2年半以上の服役中に、日本語教育の専門家による体系的な日本語教育をきちんと受けていなかったため、薬物事件を起こす前と同様、日本語でコミュニケーションを行うことに問題を抱えたままであった。さらに、日本語能力の問題から、日本人受刑者ならば受けたはずの薬物依存離脱指導（特別改善指導の1つ）を受けることができなかった。

なお、Aの在留資格は定住者であり、就労に制限がない。つまり、職種が問われず、自由に就労できる在留資格である。しかし、依然として就労できない状況にあり、円滑な社会復帰（居住地を定め、就労先を見つけ、独立した生計を営み、かつ、良好な人間関係を築くこと）が叶ったとはいえない。このような状況からAの再犯リスクは依然として高い。外国人受刑者が服役中、日本語教育の専門家による、体系的な日本語教育を受けることができない状況では、外国人受刑者の円滑な社会復帰の実現は見込めないのではないかと。

また、法務省矯正局成人矯正課が外国人受刑者に対する日本語教育の見直しを強く認識するに至った契機は、平成24年1月11日に発生した、広島刑務所における中国人受刑者の逃走事件である。同課はこの事件を教訓として、外国人受刑者についても、心情把握や信頼関係の構築等、従来以上に適切な処遇を行う必要があることを確認した。その結果、日本語教育の拡充に力を注いでいくという流れが生まれた。

しかし、同課は、この逃走事件の衝撃が薄れつつある中、外国人受刑者に対する日本語教育を継続的に進めていくという方針を積極的に示していない。そこで、本発表ではまず、外国人受刑者の中には、出所後に在留特別許可を受け、引き続き日本に在留する者が少なからず存在する事実を示す。そして、こうした外国人受刑者に対する日本語教育が、刑事施設の通用語としての日本語の習得ばかりでなく、彼らの円滑な社会復帰も目指したものであるべきことを主張する。以上が本発表の目的である。

2. 外国人受刑者に対する日本語教育の現状

太田（2014）は、居住資格を持つ外国人犯罪者の再犯要因として、①就労や経済状況、②就職の前提となる基礎学力、教育や社会生活の基礎となる日本語能力、③窃盗、覚醒剤事犯の同種再犯リスクを挙げている。①については、窃盗・強盗事犯者（263名）の犯行時の主たる収入源を在留資格別に見ると、犯罪・違法行為収益の者の比率が24.6%と最も高く、生活保護等社会保障の者の比率も14%を超えていた（平成25年版犯罪白書）。

②の基礎学力については、中学校未修了の者が初入者で7.9%、再入者で16.9%となっており、②の日本語能力については、居住資格の者であっても、日常会話ができない者又

は日常会話に難がある者が半数以上にも及び、読み書きができない者又はほとんどできない者が約2割、難がある者も加えると約3分の2もいる（平成25年版犯罪白書）。上述した通り、居住資格の者については、出所後に在留特別許可を受けて、引き続き日本社会で暮らすことになる者が少なくないので、こうした者の円滑な社会復帰に向けて、刑事施設においても日本語能力を高める取組みが必要になってくる。

③については、窃盗を犯した居住資格者107人中、89人（83.2%）に前科があり、77人（72.0%）が同一罪名の前科を有し、同一罪名による再犯傾向が見受けられた。また、覚醒剤取締法違反を犯した居住資格者67人中、47人（70.1%）に前科があり、薬物使用・所持・譲渡等（46人）のうち前科を有する者が45人（97.8%）おり、そのうち28人が同一罪名の前科であった（平成25年版犯罪白書）。このような事実から同種再犯リスク高いことがうかがい知れる。従って、外国人受刑者に対しても日本人受刑者と同様に、窃盗防止指導や覚醒剤再犯防止指導等の再犯防止プログラム等を実施する必要性がある。しかし、現在、こうした指導等を受ける際の前提条件となる、基礎学力や読み書きを含めた日本語能力を高めるための支援体制が十分であるとは言えない。

実際、筆者が視察・聞き取り調査を行った刑事施設は、外国人受刑者と処遇担当者双方の利益の観点から、主として、刑事施設内で必要とされる日本語教育（受刑者の権利義務、安全、健康・心情把握に関するもの等）を行っており、受刑者の円滑な社会復帰も含めた日本語教育というレベルに至っていない。男子最大の府中刑務所は、日本語教育を行う者が、英語や中国語等の通訳（国際専門官）であり、日本語教育の専門家がいない。また、女子最大の栃木刑務所は、外国人受刑者と処遇担当者との人間関係づくりを目的とした日本語教育を行っており、外国人受刑者の母語による通訳・翻訳体制の担保を優先して、日本語教育を次の段階という扱いにしている。一方、横浜刑務所は、受刑者の円滑な社会復帰を目指した「外国人に対する社会適応教育」という、注目すべき日本語教育を行っている。

3. 課題：外国人受刑者の円滑な社会復帰と歩み寄りを支援する日本語教育の実現

このような現状において太田（2014）は、外国人受刑者に対する日本語教育を刑事施設での通用語としてだけでなく、積極的な社会復帰処遇としての性格を明確に打ち出した上で、それに見合った内容へ充実させ、生活技能訓練や職業訓練等と組み合わせることを提言している。犯行時の在留資格が永住者等の居住資格であった受刑者の割合が増えつつある中、今後はより一層、社会復帰に向けての日本語教育が求められてくる。また、吉村（2012）が指摘している通り、外国人受刑者のために通訳を手配するなど、刑事施設職員から一方的に助け船を出すのではなく、外国人受刑者に対する日本語教育を強化することで、外国人受刑者が自ら歩み寄る努力を支援していくという捉え方も肝要である。つまり、外国人受刑者は、日本語を主体的に学習することにより、自らの意思を表明する努力を行っていかねばならず、一方、刑事施設職員は、外国人受刑者のそうした努力を支援し、彼らの改善更生につなげていかねばならないということである。

外国人受刑者の中には日本国内に残る者が少なからず存在するので、こうした受刑者に対しても、日本人受刑者であれば受ける特別改善指導に相当するような、社会復帰処遇が求められている。従って、その前提となる日本語教育は、施設内通用語としての日本語の習得だけでなく、円滑な社会復帰に必要な日本語の習得も目指す必要がある。それには、日本語教育の専門家と法務省矯正局成人矯正課との間の継続的な連携・協働が欠かせない。

【参考文献】

太田達也（2014）「外国人犯罪者の再犯と出入国管理」『法律のひろば』67巻1号、ぎょうせい、pp. 10-17.

法務省法務総合研究所（2013）「第7編 グローバル化と刑事政策」『平成25年版 犯罪白書』

吉村幸司（2012）「外国人受刑者に関する処遇上の問題点とその対策—横浜刑務所国際対策室新設後の1年

間の業務を通して—」『罪と罰』49巻3号、日本刑事政策研究会、pp. 38-45.